

蓬田村庁舎建設設計等業務公募型プロポーザル 質問回答書

令和3年12月22日

蓬田村庁舎建設設計等業務公募型プロポーザルに関する質問について、下記のとおり回答いたします。

(1) 実施要領・参加表明書等

質問 No	質問箇所	質問事項	回答	備考
1	参加表明書提出書類様式第2号	参加表明書様式第2号会社概要の※の「有資格技術職員数とは「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」の「19」有資格者数（人）」とあるが、「19」の項目は有資格者数についての項目ではなく確認できなかったためご教示をお願いします。	「19」は誤りであり、「22」に訂正をお願いします。	12/17 回答済
2	実施要領8(1)③	提出書類の②～⑥はA4版4部クリップ止めとありますが、実績証明や資格証明等についても4部必要でしょうか。	4部提出でお願いします。	12/20 回答済
		以下余白		

(2) 基本構想

質問 No	質 問 箇 所	質 問 事 項	回 答			備 考
1	基本構想 P21	所有する公用車の大きさをお示し下さい。	新庁舎に配置予定の 15 台の公用車の概ねの大きさは次のとおりです。			12/20 回答済
			車種	台数	長さ×幅×高さ（単位 cm）	
			大型バス	2 台	1,028×249×317	
			マイクロバス	1 台	699×201×273	
			小型トラック	1 台	490×185×292	
			村長車	1 台	495×185×195	
			ワゴン等	4 台	459 × 169 × 168 ～477 ～178 ～199	
			消防活動車	1 台	441×169×167	
			軽車両	5 台	339×147×163～189	
2	基本構想 P21 第 5 章 1(2)	公用車 15 台の内訳をご教示願います。	質問 No 1 の回答を参考としてください。			12/20 回答済
3	基本構想 P30	基本構想での概算費の中で掘削 1 m 盛土 2 m とありますが現状地盤より 1 m 程度のかさ上げと考えるとよろしいでしょうか。	基本構想 30 頁の概算事業費については、明確な庁舎建設予定地を想定して、土地の造成規模等を表したのではなく、基本構想を調査審議した中で取り敢えずの目安として試算したものです。 したがって、お示ししている庁舎建設予定地の現状を踏まえ、この敷地条件の中で、利用者の利便性を向上させる妥当性のある計画をご提案していただきます。			

4	基本構想 P30	今回工事に外構工事に、植栽・移転雑費は本工事に含まれないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
		以下余白		

(3) 実施要領・技術提案書等

質問 No	質問箇所	質問事項	回答	備考
1		敷地周囲の道路に拡幅予定はありますか。	庁舎建設予定地に隣接する西側の農道並びに北側及び東側の村道は蓬田村が管理する道路です。 現段階で道路の具体的な拡幅予定はありませんが、道路の拡幅なども含め、敷地を有効活用できる提案をお願いします。	12/20 回答済
2	実施要領 10(2)⑤及び ⑥	業務の実施方針及び特定テーマ技術提案書は片面使用でよろしいでしょうか。	片面使用をお願いします。	12/20 回答済
3		敷地境界及び敷地の大きさが分かる配置 CAD データ及び PDF データをご提示ください。	現在、庁舎建設予定地に係る測量業務を委託中（履行期限令和 4 年 2 月 24 日）であり、詳細な図面等がないため、配布資料及び現地での確認となります。	
4		用水路および排水路の切り回しについては、本工事に含まれないものと考えてよろしいでしょうか。お教えてください。	庁舎建設予定地に隣接する用水路及び排水路の整備については、庁舎建設工事の造成工事等に含まれます。	
5		敷地東側の津軽線の踏切は、恒久的に歩行者のみ可能と考えてよろしいでしょうか。	村道 3-3-10 号線と JR 津軽線とが交差する寺道踏切は、車両も通行できる踏切となっています。なお、冬期間（12 月 1 日から 3 月 15 日まで）は、全面車両通行止となり、歩行者のみが利用できる踏切となります。	

6		防災無線は専門業者となりますので、本工事に含まないものと考えてよろしいでしょうか。	防災無線については、親局がふるさと総合センター（蓬田村大字郷沢字浜田）にあり、今現在もリモートで役場庁舎から遠隔操作をしています。よって既存の遠隔操作用パソコンや放送機材を新庁舎へ移動させることとしています。また、防災無線関係の機器の接続や調整は専門業者しかできないため、新庁舎建設の本工事には基本的には含まないです。	
7		造成工事、建築工事、屋外整備工事等、各工事においての完成時期に制約はございますか。又、事業工程表等があればご提示願います。	庁舎建設事業については、緊急防災・減災事業債を活用することとしており、それによる期限の制約としては、令和7年度までの新庁舎の完成となります。 ただ、現在の予定としては、令和6年度末（令和7年3月31日）までの新庁舎完成を予定しています。 また、特記仕様書5頁2-(6)-①指定部分の範囲等として、基本設計業務成果品及び開発許可等申請必要資料については令和4年9月を予定しています。	
8		計画敷地へのコミュニティバス等の乗入れの予定がございましたらお教え願います。（バス用車庫や駐車スペースの整備等の有無を含めてお教えください。）	当村ではコミュニティバスを運行しており、新役場庁舎への当該バスの乗入れを予定しています。 またバス等を含めた公用車の車庫については、庁舎建設予定地内への建設を予定しています。	

9		計画敷地へのインフラ状況についてお教え願います。（給水、排水、浄化槽、電力等）また浄化槽が必要となる場合、排水基準、放流許可の有無についてお教え願います。	庁舎建設予定地は、現状田であり、新庁舎建設について、都市計画法上の開発行為の許可を受けて事業を行うこととしています。 お尋ねの排水施設や給水施設等の整備については、開発行為の許可申請に向けて検討していくことになります。	
		以下余白		